

# くるみ介護医療院 運 営 規 程

医療法人社団 榎の木会

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 樫の木会が設置する、くるみ介護医療院（以下「施設」という）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護医療院は、長期にわたる療養を必要とする方に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、その方が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。

- 2 入所者（以下「入所者」という）の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 くるみ介護医療院
- 2 所在地 富山県射水市大島北野48番地
- 3 形態 医療機関併設型介護医療院

(従業者の職種及び員数)

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員 大島くるみ病院長と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1.05名以上（常勤換算にて）  
医師は入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 薬剤師 0.34名以上（常勤換算にて）  
薬剤師は、施薬、処方及び服薬指導を行う。

(4) 看護職員 9名以上（常勤換算にて）

看護職員は、医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

(5) 介護職員 13名以上（常勤換算にて）

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 必要数

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師等その他の職種のものと同じ、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

(7) 管理栄養士 1名以上

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(8) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

(9) 診療放射線技師 必要数

診療放射線技師は、必要な検査を行う。

(10) 事務員 必要数

事務員は、必要な事務を行う。

（入所者の定員）

第5条 施設の入所定員は、50名とする。

I型療養床の入所定員：50名

（定員の順守）

第6条 施設は入所者の定員及び病室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない場合はこの限りではない。

（介護医療院サービスの内容）

第7条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 診療
- (3) 入浴
- (4) 排せつ
- (5) 褥瘡の予防

- (6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (7) 食事
- (8) 機能訓練
- (9) 相談、援助
- (10) レクリエーション行事

(利用料等)

第7条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した場合は、その全額を入所者から徴収するものとする。ただし、その利用料の額は厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じない額であらねばならない。

3 施設は、入所者の食事に要する費用として、利用者負担段階によって下記に定める負担額に相当する費用を徴収するものとする。

4 施設は、入所者の居住に要する費用として、利用者負担段階及び居室によって下記に定める負担額に相当する費用を徴収するものとする。

食事及び居住に関する費用負担額

(別紙参照)

5 理美容代

(別紙参照)

6 この他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるものについて実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者又その家族に対して利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ入所者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

10 法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者又は家族に対して交付する。

(要介護認定に係る援助)

第8条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第9条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。

3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4 施設は、入所者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。

5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(衛生管理等)

第10条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

第13条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ下記の医療機関を協力医療機関と定めるものとする。

<協力医療機関>

医療機関の名称 医療法人社団 檜の木会 大島くるみ病院

所在地・電話番号 射水市大島北野 48 (TEL 0766-52-2580)

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した介護医療院サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助

言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (個人情報保護)

第16条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(地域との連携)

第20条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

のとする。

- (7) 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 施設は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 檜の木会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

改訂 令和6年4月1日 第13条(協力病院)を(協力医療機関等)に変更 第19条(身体拘束)を変更 第17条(業務継続計画の策定等) 第18条(虐待防止に関する事項) 第21条(事故発生の防止及び発生時の対応)を追加